

(写)



豊能環第 69 号

平成 29 年 6 月 6 日

豊能郡環境施設組合前管理者

田 中 龍 一 様

同前副管理者

山 口 賢 様

豊能郡環境施設組合

管理者 池 田 勇 夫

違法な公金支出に対する委託料相当額の損害賠償金
の支払い請求について

深緑の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 29 年 4 月 12 日に当組合監査委員より貴殿らに対し、当組合の住民が提起した同年 2 月 16 日付け住民監査請求に対する監査の結果として、当組合から貴殿らに対して廃棄物処理に係る委託料相当額の金 9650 万円を請求する措置を講じられたいとする勧告が示されました。

上記住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提起されたものであり、その請求の趣旨は、当組合が平成 28 年 2 月 22 日に㈱環境テクノロジーに対して支払った廃棄物処理に係る委託料 9650 万円は、廃棄物の処理が完了していないのに虚位の委託業務検査を作成し承諾し、処理の完了を記したマニフェストを確認せず支出命令を決裁し、処理が終わっていない時点で支出を行っており、財務規則第 19 条（支出命令）に違反している。また、契約相手である関西環境建設株式会社とは契約に至るまで直接交渉を行っておらず、かつ正当な処理価格と言え

ず、必要かつ最小限度の支出を求める地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項の趣旨に違反していることを理由に、当組合が被った損害を補填するために必要な措置として、本件支出が行われた当時の田中管理者、山口副管理者に対して損害賠償請求するよう求めたものである。

これに対する監査委員の監査の結果は、公金の支出に先立ち「支出の原因となるべき契約その他の行為」すなわち支出負担行為が必要であって、㈱環境テクノロジーは当組合との間で廃棄物処理に関する委託契約を締結することが必要である。しかしながら、同社と当組合との間では、覚書は交わされているものの、廃棄物無害化処理事業に関する委託契約は締結されていないのであって、本件支出は支出負担行為が不存在であるか又は適法な支出負担行為に基づくものでないことは、わずかな注意されあればたやすく判断できたにもかかわらず、当時の正副管理者が同社に金9650万円を支払う旨の支出命令を行い、同社に同金額を支払ったことは、当組合の管理者及び副管理者として職務遂行上において重大な過失があったと認められ、両名に対して本件支出により当組合が被った金9650万円の損害賠償を請求すべきと判断されたものです。

以上により、当組合としましては、上記勧告に従い、地方自治法第242条第9項の規定に基づく措置として、貴殿ら両名に対し金9650万円の支払を請求しますので、貴殿ら両名におかれましては、監査結果の趣旨等をご理解いただき、上記の支払請求に応じていただきますようよろしくお願ひします。